

第1章 総論

1. 1 業務継続計画の必要性

新型インフルエンザ等の発生時には、本市においても職員の罹患による出勤率の低下、また感染拡大防止のための出勤抑制等により、平常時と同様の業務実施が困難になることが想定される。

このような状況下においても、感染拡大を可能な限り抑制し、市民等の健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活の維持に必要な業務を継続することを目的として、「業務の優先度の事前設定」、「指揮命令系統の明確化」、「必要資源の確保」、「庁舎・施設内の感染防止策」等を適切に行うなど、新型インフルエンザ等に対する市としての体制整備を図るため、業務継続計画を策定するものとする。

1. 2 前提とする流行状況及び被害の想定

業務継続計画では、市行動計画の想定のうち、被害が甚大な次の状況を前提として、計画を策定する。

項目	被害の想定
(1) 罹患率	25%
(2) 流行期間	約8週間（1サイクル）
(3) 入院患者	最大で約20,000人 ※ 1日最大で約700人の患者が入院する。
(4) 死者数	最大で約5,600人
(5) 市職員の出勤率	最大で60%程度に低下 ・職員自身の罹患 ・家族の世話や看護等のため出勤が困難 ・感染拡大防止のための出勤抑制時（在宅勤務等）において、業務推進が通常の出勤に比べて著しく支障がある （例えば在宅用パソコンがなくテレワークができない等）

※本流行状況及び被害の想定は、業務継続計画の発動要件ではありません。

1. 3 業務の優先度

(1) 優先度等の判断の視点

- ・業務の優先度及び継続する業務の実施レベル等の判断に当たっては、次の視点を考慮する。

ア 休止等による社会的影響の有無

- ・市民の生命・健康の保護及び安全の保持に支障があるか。
- ・市民に対し、甘受できない不利益・不公平が発生するか。
- ・財産の保全、社会機能等の最低限の継続に支障があるか。

イ 市の他の業務への影響の有無

- ・休止または中断により、市の行政機能や川崎市新型インフルエンザ等対策本部（5ページ参照、以下、「市対策本部」という。）等の業務に支障があるか。

ウ 法令上の処理期限等の有無

- ・法令上の処理期限や業務の実施サイクルの義務付け等があるか。

エ 通常の業務実施体制の継続の要否

- ・業務の性格上、発生前とほぼ同様の体制を維持する必要があるか。

※各種監視業務や公共施設の維持管理、危機管理対応など、新型インフルエンザ等発生前とほぼ同様の勤務体制（場合によっては24時間勤務等）が必要な業務か、各種窓口業務や支払事務のように、時差勤務や交代制勤務など業務の実施方法の変更が可能な業務か、在宅勤務やWeb会議等オンラインを活用した実施が可能な業務か等の視点も考慮する。

オ その他

- ・流行期間に業務を休止しても、その後の対応が可能か。
- ・感染拡大防止の観点から、積極的な休止等が望ましい業務であるか。

(2) 優先度の区分

- ア 表1「業務優先度区分」を参考に、業務の優先順位付けを行う。
- イ 国から法定業務の休止等の方針が示された場合は、その指示に従うものとする。
- ウ 市内及び近隣自治体の流行状況を踏まえ、縮小業務を休止業務に移行する等、発生時の行政ニーズに応じて柔軟に判断するものとする。

表1 業務優先度区分

区分		内容
A 応急対策業務		<p>○市行動計画で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等発生時に新たに生じる業務</p> <p>・通常時には生じない業務</p> <p>例) 感染拡大業務（予防接種、保健医療対策等）、危機管理体制上必要となる業務（市対策本部の運営、市民等への情報提供等）</p>
通常業務	B 継続業務	
	B 1 継続業務【強化業務】	<p>○新型インフルエンザ等発生時に業務量が増加するなどして、平常時よりも強化を必要とする業務</p> <p>・市民の生命及び健康を守るため、平常時よりも強化して継続する業務</p> <p>例) 市民向け広報、医療機関との調整、救急搬送業務等</p> <p>・市民生活及び市内経済を守るため、平常時よりも強化して継続する業務</p> <p>例) 財源や物品の確保及び支給事務（感染症に関する国等からの補助金受納・交付事務、寄付物品等受納・配布事務）等</p>
	B 2 継続業務	<p>○新型インフルエンザ等発生時に、平常時と同様に継続することが必要な業務</p> <p>・市の意思決定・重要業務の継続に必要な内部管理業務や市民の生命・財産等への影響により休止または中断が困難な業務</p> <p>例) 上下水道・道路・河川等の維持管理、福祉施設の機能や社会秩序の維持、通信・各システムの維持等、庁舎の維持管理、災害対応など</p>
	C 縮小業務	<p>○新型インフルエンザ等発生時に業務内容を縮小する業務</p> <p>・流行中も業務を休止できないが、継続業務には該当せず、感染拡大防止等の観点から通常の業務内容を縮小する業務</p> <p>例) 各種窓口事務、支払事務、各種相談業務等</p>
D 休止業務	<p>○新型インフルエンザ等発生時に原則として休止または中断する業務</p> <p>・流行の終息後に先送りすることが可能な業務や感染拡大防止等の観点から、積極的な休止等が望ましい業務</p> <p>例) 緊急性を要しない管理・調査等、集会や研修、市民利用施設・イベント等不特定多数の人が同時に集まる機会を提供する業務など</p>	

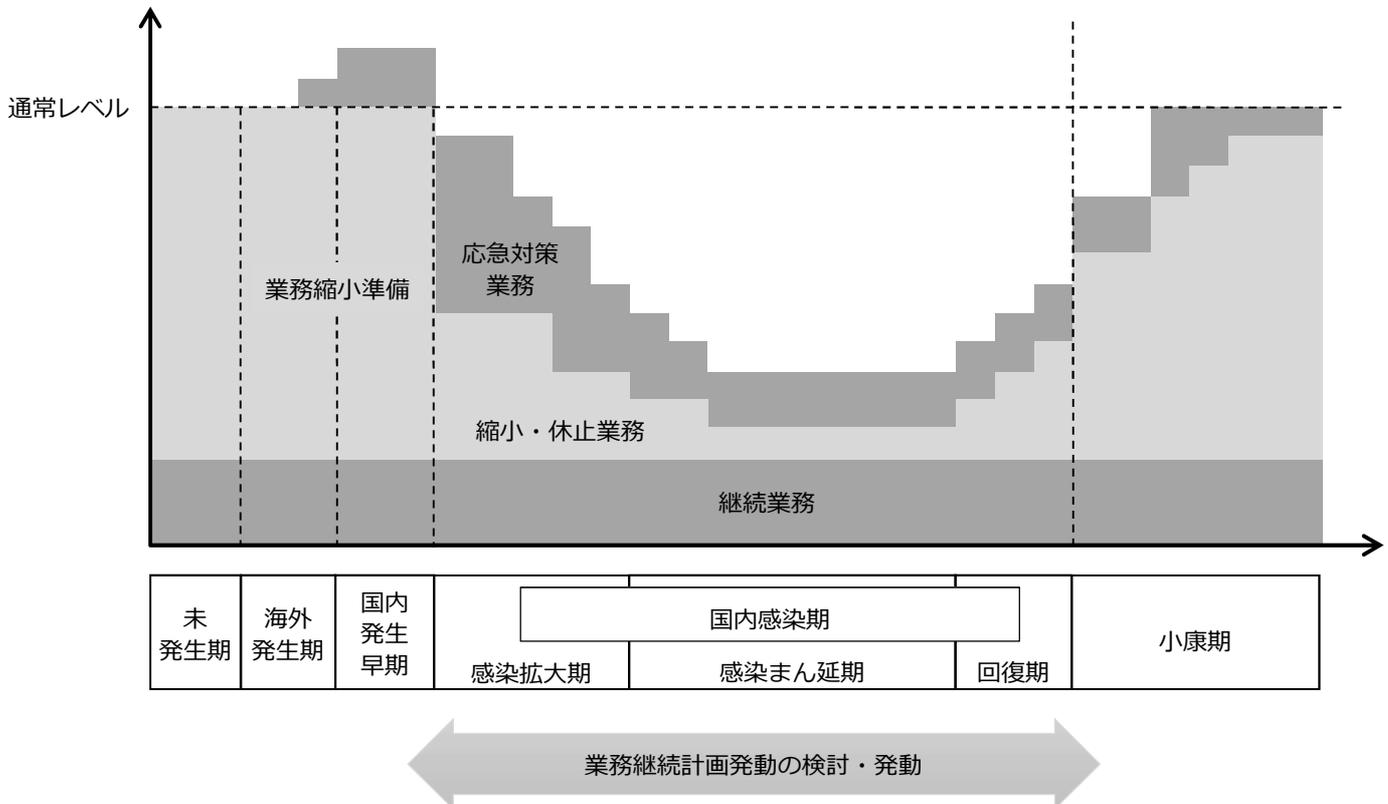
※なお、この業務優先度は、新型インフルエンザ等発生時の感染防止等の観点から選定したもので、平常時の業務の重要度とは異なるものである。

1. 4 業務継続の基本的考え方

市民生活の維持に必要な業務を継続するための基本的な考え方は次のとおりである。なお、業務優先度の区分については、3（2）表1「業務優先度区分」で示した区分による。

- (1) 応急対策業務は、優先的に実施する。
- (2) 継続業務は、職場における感染防止策を徹底し、勤務体制を工夫するなどして、適切に実施する。
- (3) 縮小業務及び休止業務は、業務を大幅に縮小又は休止し、人員を応急対策業務又は継続業務に投入する。
- (4) 縮小業務及び休止業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務は、極力中断する。
- (5) 来庁者及び職員等へ感染を拡大させないため、職場・窓口等での感染防止策を徹底する。
- (6) 人命の安全確保を第一に考えて、感染防止について職員への指導を徹底するほか、来庁者等に対しても感染防止策の順守を要請する。
- (7) インフルエンザ様症状のある職員等に対しては、年次休暇又は病気休暇の取得及び外出自粛の徹底を要請する。
- (8) 患者と濃厚接触し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、在宅勤務の実施又は特別休暇の取得を認め、外出自粛の徹底を要請する。
- (9) 職場・窓口等で感染の疑いのある人が発見された場合を想定して、その対処方法を定めておくなど、必要な措置を講じるものとする。
- (10) 業務継続計画に定めた事項については、新型インフルエンザ等の流行状況や重症度等に応じて柔軟に対応することとする。

図1 新型インフルエンザ等発生時の業務継続の時系列のイメージ



1. 5 市の危機管理体制

発生段階と市の危機管理体制は次のとおりである。

表2 発生段階における本市危機管理体制

発生段階		危機管理体制
国	神奈川県 川崎市	
未発生期	未発生期	○川崎市危機管理推進会議（会長：副市長） ※具体的な対策は「新型インフルエンザ等対策専門部会」で検討
海外発生期	海外発生期	
国内発生早期	県内未発生期	○川崎市新型インフルエンザ等対策本部（本部長：市長） 【各区】区本部（区本部長：区長） ※緊急事態宣言が発せられたときには、特措法に基づく市災害対策本部となる。
	県内発生早期	
国内感染期	県内感染期	
小康期	小康期	○川崎市危機管理推進会議（会長：副市長） ※具体的な対策は「新型インフルエンザ等対策専門部会」で検討 ※政府対策本部及び県対策本部が設置されている場合は、市災害対策本部を継続する。